

学校感染症とその出席停止期間（参考）

・学校保健安全法施行規則により下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。
 （ここでは、主に流行する一部の感染症を記載します）

第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） ・ 風疹（三日はしか） ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</u> ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消失した後2日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで <p>【注意】</p> <p>ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、症状により医師において感染の恐れがないと認めた場合はこの限りではありません。</p>
第3種	<p>* 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶連菌感染症 ・ ウイルス性肝炎 ・ 手足口病 ・ 伝染性紅斑（りんご病） ・ ヘルパンギーナ ・ マイコプラズマ肺炎 ・ 感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）など 	<p>症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>